

政府の9条解釈について

平成20年11月18日
阪田雅裕

1. 政府解釈の骨格

- ア 憲法9条は文理上、一切の戦争・武力行使を禁止
 - ・ 9条1項を不戦条約と同様に侵略戦争のみを禁じた規定と解するのは、同条2項の存在を無視するもの
- イ 自衛隊及び自衛のための実力行使の合憲性
 - ・ 自衛権の存在(最高裁砂川事件判決、憲法13条等)
 - ・ 自衛のための必要最小限度の実力組織 → 自衛力の定量的・定性的限界、核武装の能否

2. 自衛権発動の3要件

- ① 我が国に対する急迫不正の侵害があること(武力攻撃が発生したこと、但し被害の発生を必要とするものではない。)
 - ② これを排除するために他の適当な手段がないこと
 - ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと
- ↓
- 自衛隊の行動の地理的範囲（原則として外国の領域に及ばない。)

3. 集団的自衛権

- ア 定義
 - ・ 「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する国際法上の権利」、換言すれば他国防衛権
- イ 沿革
 - ・ 19世紀から慣習法上認められていた（個別的）自衛権と異なり、国連憲章の成文化協議の過程で初めて登場した新しい概念
- ウ 個別的自衛権との違い
 - ・ 国民の生命や財産に対する侵害がないこと（「専守防衛」を超えた武力行使を是とする憲法上の根拠を見出し難い。）
- エ 「保有するが行使できない」は矛盾か。
 - ・ 国際法と憲法その他の国内法の抵触が問題になるのは、国際法上の義務の履行についてのみ（この場合でも憲法が国際法に優位。このため、人種差別撤廃条約4条（a）（b）のように、憲法との関係で履行が困難な義務については留保）
 - ・ 集団的自衛権のような国際法上の権利を憲法等の国内法、すなわち国民の意思で制限することには何の問題もなく、たとえばオーストリア憲法は外国との軍事同盟の締結を禁止

4. 国連活動と憲法 9 条

- ア 集団的安全保障の枠組み(国連憲章第 7 章)
 - ・ 国連憲章が予定した「国連軍」は未実現。ゆえに国連軍への参加(兵力の提供)の是非についての具体的判断は留保
- イ 国連決議に基づく多国籍軍への参加
 - ・ 過去の安保理決議は加盟国に対する軍事行動の義務付けではなく、各国の武力行使の容認 (Authorize) に止まる。決議に基づき派兵するかどうかは、各国が任意に決定。
 - ・ いたがって、多国籍軍の一員としての武力行使も参加各国の主権の行使
- ウ P K O 活動への参加
 - ・ 武力行使に至ることがないように参加 5 原則を法定

5. 武力行使との一体化論(周辺事態安全確保法、イラク特措法等の仕組み)

- わが国自身が武力行使をせずとも、他国の武力行使と一体化した活動を行った場合には、わが国による武力行使という法的評価。
- 武力行使との一体化の考え方は、9 条の制約下で何ができるかをぎりぎり追及した結果
- 自衛隊の活動を後方地域、非戦闘地域に限定することにより他国の軍隊の武力行使と一体化しないことを制度的に担保

6. その他

- 武器使用権限、警護任務の付与等

7. 憲法解釈の変更の可否

- ア 9 条の規範性との関係
 - ・ 憲法 9 8 条 (国際法の遵守) がある以上、集団的自衛権の行使も可と解すると、9 条は格別の規範性を有しない規定となる。
 - ・ この場合、わが国憲法の「平和主義」は、侵略戦争等、違法な武力行使をしないというに止まり、諸外国の平和主義と変わらないことになる。
- イ 法に対する信頼の問題
 - ・ 法規範は時代、政権を超えて存立。恣意的な解釈変更は法治国家の否定であり、国民の法に対する信頼を損なう。
 - ・ ゆえに社会の変化に合わせて法令を改正。憲法も改正手続きが整備された。
 - ・ 海外派兵の是非につき、改めて国民の意思を問うことが不可欠
- ウ 議会制民主主義の意義
 - ・ 解釈変更は 9 条をめぐる過去の国会における政府答弁の全否定。このようなことが許されるとすれば、国会での質疑が無意味に。

前内閣法制局長官に聞く

集団的自衛権の行使は

なぜ許されないのか



阪田雅裕

さかた まさひろ
一九六六年東京大学法学部
卒業。大蔵省入省。在口
スアンゼルス総領事館領事、
内閣法制局参事官(第一部)
などを経て、二〇〇四年八
月から二〇〇六年九月まで
内閣法制局長官を務める。
現在は弁護士。

——これまで政府は「日本国憲法のもとでは集団的自衛権は行使できない」という解釈をとってきたわけですが、そのように考えてきた理由は何だったのでしょうか。

阪田 憲法九条を「ごらんいただく」わかりますが、第一項で戦争、武力の行使、武力による威嚇、すべて放棄をするということが書いてあります。それから第二項で、陸海空軍その他の戦力を保持しない、交戦権を否認する、と書いてある。第一項の武力の放棄ですが、実は一九二八年のパリ条約、いわゆる不戦条約にも、戦争に限ってですが、似たような表現で書かれていて、その考え方を引き継いで国連憲章も第二条の第三項、第四項で武力行使を禁止しております。要するに、

いまの国際法では武力の行使は個別的または集団的自衛権の行使として行なうもの、それから湾岸戦争のような国連決議に基づいて行なう制裁戦争——集団安全保障措置と呼んできますが——そういうもの以外は一切違法なものとして禁止されているわけです。したがって、日本国憲法も仮に九条一項だけであれば、国連憲章、あるいは世界の各国と同じように、いわゆる侵略戦争を中心とした違法な戦争を禁止している、そのことを入念的に規定したのだと読めないわけではない。日本国憲法が独特で、他に類をみない平和主義であると言われているのは、その一項以上に二項の規定だと思っています。戦力を保持しない、それから交戦権を否認するということで、

九条一項とあわせて見れば、これはおよそ正義の戦争のようなものも含めて一切の戦争を禁止しているというふうに読めるし、そう読むのが素直だということです。したがって、単に違法な戦争だけではなくて、正しい戦争も日本国憲法は禁止をしており、それゆえに平和主義に立脚した憲法だということに考えられてきた。政府もそう考えてきたということですね。

ほとんどの憲法学者は、九条二項の戦力の不保持の規定に照らすと、現在の自衛隊が戦力に当たらないというのはおかしい、自衛隊は違憲だという立場だろうと思います。政府の憲法解釈に、もしわかりにくい点があるとすれば、自衛隊は合憲であるということから出発しているからでしょう。

どうして自衛隊が合憲だと政府は考えるのか。これは、もちろん九条で戦争は放棄しているのですが、国家には国民が居住をしており、その国民一人ひとりには、平和的に生存する権利がある。たとえば憲法一三条は幸福追求権を保障しています。それは国に対して個人が幸福の追求をすることができ、それを保障しろという規定です。その国民の生命、あるいは財産が外部からの武力攻撃によって危険にさらされる、あるいは現に侵害される状況に立ち至った時に、指をくわえて見ていることは、やはり主権国家として、ごくふつうに考えても許されないだろうと思いますし、憲法全体、前文や基本的な人権を保障した第三章の規定をも合わせて読んでみると、

やはり主権国家として、国民の生命や財産を守るために最低限やるべきことはやらなければいけない。九条がそういう意味での自衛権まで放棄した規定とはとても思えないというのが政府の考え方です。

昭和三四年に最高裁が出した砂川事件判決というのがあります。これは米軍の駐留をめぐる争われた事件で、もちろん自衛隊について言及しているわけではありませんが、少なくとも我が国が自衛権を持っているということは最高裁も認めています。自衛権があっても、自衛のための措置を講じることができなければ、意味がないわけですから、自衛のために——国民の生命、財産を守るためにと言ったほうがいいのかもしれないですけども——、必要最小限度の実力組織を有し、武力攻撃を受けた時にそれを排除するための必要最小限度の実力の行使ができる、この点が政府の憲法解釈がもつとも、大方の憲法学者と異なるところだろうと思います。

ですから政府の憲法解釈というのは、そこさえご了解いただければ、非常にシンプルなわけです。国民の生命、財産を守るための必要最小限度の実力組織として存在するもの、それが自衛隊である。そして、それが果たして必要最小限度を越えているかどうかは、予算審議等を通しての国会の判断、いわば国民の判断であると政府は言ってきたわけです。量的にどこまでということは一概に言えない。ただ、そういう性質の自衛力ですから、専守防衛ということでも、もっぱら攻撃

をするときにしか使えないような兵器は保持することができないと言ってきました。たとえば航空母艦とか長距離ミサイルの類の兵器で、こうしたものは、いまも保持していないわけです。

もう一つ言えることは、自衛隊はまさに国民の生命、財産を守るために存在することから、海外で武力行使をするということは基本的には考えられない。「基本的には」というのは、たとえば自衛隊のため、要するに外国の武力攻撃があり、それを排除するための行動が領土、領空、領海の外に及ぶということとはあり得る。そういう意味で自国の防衛のために必要最小限度の範囲内で公空、公海に及ぶということはあったとしても、それ以外の場合に海外、特に外国の領土、領海、領空で武力を行使することは許されない、というのが政府の解釈なのです。ですから、集団的自衛権であれ、集団安全保障であれ、それは直接的には国民の生命、財産が危険にさらされている状況ではない。にもかかわらず、自衛隊が海外に行つて、たとえ国際法上違法でないにしても、武力を行使することを憲法九条が容認していると解釈する論拠は、日本国憲法をどう読んでみても、個別的自衛隊のための軍事行動とは違って、見出すことができない、ということだと思います。

内閣法制局は何のためにあるのか

——安倍首相が立ち上げた集団的自衛権に関する有識者懇談会の議事

要旨を見ると、「憲法の有権解釈は政府ではなくて裁判所にある」という発言が出ています。内閣法制局の存在理由・役割は、どのようなところにあるのでしょうか。

阪田 もちろん、憲法を含めすべての法令の最終的な有権解釈権能を有しているのは裁判所です。けれども、裁判所が考えるからどうでもいいやというわけには、残念ながら政府はいかない。個別具体的な法令のほとんどを第一義的に執行するのは政府ですから、政府が一定の解釈の下にそれを執行するのでないと国は回っていかないわけです。その結果、しかし最終的に「行政庁の解釈は間違っている」と裁判所に判断されることがないとは言えない。しかし、政府としての解釈をしっかりと持っていなければ、法令の執行ができないわけです。憲法も全く同じで、政府として憲法の各条をどう解釈するかということがないと、その執行ができない。憲法の場合にはそれだけではなくて、法律や政令がつかれないんですね。一定の憲法解釈を有し、それを前提として、それに整合するような法律をつくる——正確には法律案を国会に提出する——わけです。憲法違反の法律は無効ですから。たとえば、政府としては前進のつもりだったのですが、在外邦人（外国に在住する日本人）の選挙権について、公職選挙法を改正して衆議院、参議院とも比例区については投票を可能としたものの、選挙区選挙については選挙の公平が担保できないという理由で認めなかった。それについて昨年、最高裁から違憲の

判決を出されました。これは自分も関係したことでもあり、政府としてとても恥ずかしいことだと思いますが、しかし、ずれにしても政府として一定の考え方の下に憲法を解釈し、この例で言いますと主に選挙権の平等を定めた四四条ということですが、それに基づいて憲法に適合する法律をつくっていくのでなければ、国民の権利が十分に守られません。

裁判所が法律をつくるたびに全部チェックしてくれるのなら、勝手にどんな憲法解釈など関係なくつくって裁判所で判断をしてもらえばいいということでしょうけれども、いまの日本には憲法裁判所もなく、裁判所はそういう抽象的な違憲立法審査はしません。

個別の法律であれば、第一義的にはそれぞれ所管の省庁の責任において解釈をし、執行するということになりますが、憲法は特にどの役所が所管しているということではない。また各省がばらばらに憲法解釈をするというようなことであってはどのようなわけです。たとえば九条でも、防衛省の解釈と外務省の解釈と、防衛予算に関係するからということとで財務省も解釈をするということがあり得るわけですが、それぞれでんでばらになったのでは、行政そのものが執行できないことになる。ですから憲法については、最高の行政機関である内閣が統一的な解釈をしなければならぬ。その内閣の補佐機関であり、法律専門家集団である内閣法制局は、否応なくそういう役回りを担わされているわけです。

法治主義の精神に反する解釈変更

——安倍首相が検討を進めている集団的自衛権に関する政府解釈の変更ですが、時の政権担当者がいままで積み重ねてきた政府の解釈とは異なる憲法解釈をとると表明することには、どのような問題があるとお考えですか。

阪田 憲法も含めた法律解釈一般ということでもまず申し上げると、憲法も法律も文章で書かれているわけです。昔のよくな慣習法の時代ではなく、成文法になっているわけですから、結局その書かれている文章全体を論理的に考えて、意味内容を確定するという作業が解釈だと思うのですね。解釈とは、そういう論理的な作業である以上、当然に、人によってばらばらであるということとは本来ないものでなければならぬと思います。みんな読む人ごとに意味内容を違えて受け止めるというような法令は、欠陥があると言っていいでしょう。したがって、その意味内容を政府の作業として論理的に検討し、固めたということになれば、執行の責任者が変わっても、それで運用していくことではないと、行政の一貫性が保てないわけですし、国民も非常に戸惑うことになります。

これはもちろん憲法に限らず、すべての法律について当てはまります。法律は当然のことですが、国民に権利を付与したり、これを制限したり、義務を課したりしますから、義務

がないと昨日まで言われていた人が、明日から解釈が変わったのであなたも義務がありますと言われるようなことがあると、国民は、自分の行動を計画することもできないということになり、国民の生活がとても不安定なものになります。社会のルールとして法律がつけられているわけですから、ルールの変更にはデュープロセスが必要です。法治主義とか法治国家というのはそういうものなのですから。

もちろん、人がやることですから完璧ということはないし、先ほどもお話ししたように、裁判所から違うと言われる可能性は否定できない。それから時代の変遷ということも、ないとは言えない。たとえば、かつての個別間接税の時代、物品税は、品目を特定して課税をしていたわけですね。そうすると、新しいものが出てくると、すぐには課税が追い付かなくて、類似の古いものは課税されているのに、たまたま新しいものだからどんなに高価であっても贅沢であっても課税されないということがまま生じた。そういう時にどうしたかというところ、無理な解釈をして課税をするのではなく、早急に法律や政令を改正して時代に合わせるという作業をしたわけですね。次に九条について言いますと、九条に関してはいま言った一般論もさることながら、それ以上に、昭和二九年の自衛隊創設からでも五〇年余り、その意味するところは何かをめぐって、政府と国会とのやりとりを中心に長いあいだ議論されてきました。おそらく憲法のさまざまな規定の中でも最もた

くさんの時間を費やされて議論されてきた規定だと思います。それについてこれまで政府が国会に対して申し上げてきたことは、これは議会制民主主義ですから、とりもなおさず国民に対して申し上げてきたということだと思ふのです。国会を通し、国民に対して憲法九条というのはこういう意味だということはずっと言ってきたことには、それだけの重みがあり、国民の間でもそれなりに定着してきている解釈だと思われまます。それが突然に、いままで言ってきたことは全部違っていました、これは実はこういう意味でしたということになると、やはり国民の法規範に対する信頼を非常に損ねるのではないかと思います。そういう成文法の意味すら内閣が自由に左右できるということになると、一体法治主義とか法治国家というものは何だということになり、国民の憲法や法律を尊重しようという、遵法精神にも非常に影響することになりかねません。

もう一つは、九条については、集團的自衛権や、集團安全保障、海外での武力行使もいいんだということを九条一項、二項から導くことが論理的にむずかしいということです。そして、もしそれもいいのだということになったとすると——私たちは規範性というふうに言いますけれども——、法規範としての九条の意義がほとんどなくなってしまう。冒頭に申し上げたように、国連憲章ができてから戦争の違法化がずいぶん進んで、集團的自衛権の行使や集團安全保障以外の海外

での武力行使は一切違法なものだとされているわけですね。憲法九八条があつて、我が国も国際法は遵守しなければならぬわけですから、仮に九条を国際法で認められる武力行使は禁止していないと解釈することになれば、九条というものはあつてもなくても同じ、念のためにしつこく書いてあるという——法律用語では入念規定というのですが——、念のための規定という以上の意味を持たなくなってしまう。そうだとすると、教科書などで日本国憲法は三つの原理の上に立っている、一つは国民主権、二つ目は基本的人権の尊重（ここまでは世界中どこも一緒ですけども）、三つ目に平和主義ということが言われてきたわけですが、その平和主義というのは一体何なんだろうということになってしまう。そのような意味でも、九条解釈について、時の政権の意向で変更するということはハードルが高いのではないかなと思いますね。

正々堂々と国民に問うべき

——有識者懇談会の出席者からは、「いまは六〇年前と比べて国際環境が変わった」とか、「安全保障の状況も変わった」というような発言も出ています。

阪田 そこは私はわかりませんが、環境が変わっていることはあるのかもしれませんが、けれども、そのために憲法改正手続きがあるわけですから、いまの時代に憲法九条一、二項の規定がそぐわなくなっているということであれば、そ

れは改めて国民の意思を問うということではないでしょうか。法律の場合はすべてそうしているわけですし、まして憲法では当然のデュープロセスとして、そうでなければならぬはずです。

非常に細かなことであれば、解釈で対応しても、それほど国民に不信感を与えることもないし、ある程度納得感を得られると思うのですけれども、これはずっと議論の積み重ねがあったことですし、それから解釈としても論理的に集団的自衛権の行使もいいのだという結論を導くことは非常にむずかしいと思えるものですから、そうだとすれば、やはり解釈で対応するということはなかなか納得感が得られないのではないかと思いますね。

——有識者懇談会の議事要旨を見ますと、これまでの政府解釈には国際法と国内法とのギャップが大きいとか、国際法の議論をいままで踏まえていなかったという趣旨の発言が見られるのですが、法制局で検討を行なう場合には、国際法のことと考えて議論をするものなのでしょうか。

阪田 憲法と国際法は違います。よく、権利があるのに行使できないのはおかしいという議論をされる方もいるわけですが、国際法というのは基本的には主権国家の内政には干渉しない。要するに統治権力と国民との間がどうあるべきかについての国際慣習法はなくて、統治権力はいわばオールマイティです。王制であろうと民主主義であろうと、そんなことは国際法の問うところではない。国家の戦争といっても、実

際に携わるのは国民ですが、国民に戦争をさせるのも、させないのも、それぞれの国家が自由に判断するところということになる。国際法は国家間の約束、取り決めでしかないのです。だから、違法な戦争をすることはいけないというのは国家間の約束、国と国との関係の問題なのに対して、その国家がいわば正しい戦争をするかどうかというのは、統治権力者である国と被統治者である国民との間の問題です。両者の関係を規律するのは憲法であり、法律なわけです。憲法というのは、マグナ・カルタ以来、統治者と被統治者の間のいわば約束事だと考えられています。憲法各条の名宛人はほとんどが国です。たとえば二九条や一四条についても、国に対して、国民の財産権を侵害してはいけない、国民を差別してはいけないということを求めているのです。九条は国民が国に戦争をさせないということを決めている規定なのですから、それは国際法がどういうルールであるかということとは全く次元が違います。

国際法では軍隊を持つことだって全然かまわないのですから。それならば、九条が戦力を持つことを禁止していることについてはなぜ国際法と国内法の矛盾と言わないのか、また、戦争当事国になれば交戦権は当然、国際法上認められているわけですが、交戦権を国内法である憲法で否認するというのはい体どういふことか、というようなことを議論しないで、集団的自衛権の部分だけを議論するというのは、はなはだ珍

妙なんですね。法律学の議論としてはイロハのイの部分だろうと思います。

四類型の“二一ズ”

——有識者懇談会で研究するとしている四類型ですが、戦後六〇年の間に議論し尽くされているような感じも受けますし、個別的自衛権の問題として対処できるものもあるような印象を受けます。いかがでしょうか。

阪田 自衛隊の海外活動については、PKO法やその前に国会に提出して廃案になった湾岸平和協力法案がありました。が、政府は、そういういわば国際社会の二一ズというか、国際社会における我が国の外交政策上の二一ズ、そういうものが生じて何かをやらなければいけないという状況になった時に、果たして何ができるのか、そのためにはどういう法的枠組みが必要かということを検討するのです。ですから一般的、抽象的にいったい自衛隊は何をどこまでできるかというような、そういう白紙での検討というのは、国会での質疑に対応するような場合のほかは、ほとんどしていません。実益もありません。検討したからといって、すべてのケースが尽くせるものではない。やはり具体的な問題が起こってみないと、こういうことが求められるかということはわからないということだろうと思いますね。

そういう意味でPKO法の場合は、まずPKOに参加をす

る必要があるということになり、では参加できるかという議論をし、九条が禁止しているのは自衛隊の海外における武力行使だから、武力行使をしないということであれば自衛隊といえども海外で活動はできる、武力行使をしないということはどういったら担保できるか。それを法律制度として担保するということ初めてやったわけです。その後、周辺事態法で、日米安保条約の新ガイドラインに適應できるような自衛隊の運用という新しいニーズがあり、そこで「後方地域」という概念を組み立てて、現に戦闘が行なわれ、または活動の期間を通じて戦闘が行なわれることがないと認められる地域においては米軍の軍事行動を支援したとしても、米軍の武力行使とは「一体化」せず、九条の禁じる武力行使には当たらないという考え方に基づいて法律をつくり、それがアフガン、イラクでも同じように使われているわけです。

イラクだってアフガンだって、自衛隊はただ行っているのではないので、行って活動しても武力行使と一線を画する、武力行使にならないという法律制度、枠組みを整えてから出しているわけです。それは、もちろんどう考えたってできないということもあるとは思いますが、ニーズがあれば、そこで一生懸命考えるのです。

——北朝鮮がアメリカに向かって撃ったミサイルを撃ち落とすということは、ニーズという意味では全然ないですね。

阪田 ニーズというよりも、技術的可能性がないと聞いて

いますけれどもね。ですからそういう議論は、政府——関係するところでは防衛省、外務省、内閣官房、法制局ぐらいですけれども——で議論するということはあまりない。みんなそれぞれ現実を踏まえて行政を遂行しているわけですから、そういう観念的、抽象的な議論というのは、やらない。

有事法制なんかは少しそれに近いところがあつて、法整備が遅れましたけれども、これはしかし、いつでも有事になる可能性があるわけですから、ないのがおかしい状況だったということ、だいたい違うんじゃないかと思えますね。周辺事態法、新ガイドラインだって、差し迫つてのニーズはないかもしれないけれども、それは日米関係のなかで、どうしてもそういう制度的枠組みをつくっておく必要があるということであつたのだらうと思います。ですから、有識者懇談会で議論されようとしている幾つかのことというのも、それぞれどこかの場面で何かをやる時に必要があれば、その時点で一生懸命議論をするという場は出てくると思うのですけれども、いわばパーツだけ取り出して議論をするということは、これまで政府としてはやってこなかったということだらうと思いますね。それがいいとか悪いとかいうのではなくて、そういうものだということです。

——ありがとうございます。

参

照

条

文

○日本国憲法（抄）

（前文）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に

信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする

国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第九十八条（略）

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

● 戦争ノ抛棄ニ関スル条約(不戦条約) ●

署名: 1928年 8月27日(パリ)

効力発生: 1929年 7月24日

日本: 1929年 7月24日

1929年 6月27日批准、7月24日批准書寄託、7月25日公布、条約1号

当事国数: 59か国(含: 中華民国[台湾])

独逸国大統領、亜米利加合衆国大統領、白耳義国皇帝陛下、仏蘭西共和国大統領、「グレート・ブリテン」、「アイルランド」及「グレート・ブリテン」海外領土皇帝印度皇帝陛下、伊太利国皇帝陛下、日本国皇帝陛下、波蘭共和国大統領、「チェコスロヴァキア」共和国大統領ハ、人類ノ福祉ヲ増進スヘキ其ノ嚴肅ナル責務ヲ深く感銘シ、其ノ人民間ニ現存スル平和及友好ノ關係ヲ永久ナラシメンカ為、国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ卒直ニ抛棄スヘキ時機ノ到来セルコトヲ確信シ、其ノ相互關係ニ於ケル一切ノ變更ハ、平和的手段ニ依リテノミ之ヲ求ムヘク、又平和的ニシテ秩序アル手續ノ結果タルヘキコト、及今後戦争ニ訴ヘテ国家ノ利益ヲ増進セントスル署名国ハ、本条約ノ供与スル利益ヲ拒否セラルヘキモノナルコトヲ確信シ、其ノ範例ニ促サレ世界ノ他ノ一切ノ国力此ノ人道的努力ニ参加シ且本条約ノ実施後速ニ之ニ加入スルコトニ依リテ其ノ人民ヲシテ本条約ノ規定スル恩沢ニ浴セシメ、以テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ノ共同抛棄ニ世界ノ文明諸国ヲ結合センコトヲ希望シ、茲ニ条約ヲ締結スルコトニ決シ、之カ為左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ。

(全權委員名略)

因テ各全權委員ハ、互ニ其ノ全權委任状ヲ示シ、之カ良好妥当ナルヲ認メタル後、左ノ諸条ヲ協定セリ。

【第1条】(戦争放棄)

締約国ハ、國際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ、且其ノ相互關係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス。

【第2条】(紛争の平和的解決)

締約国ハ、相互間ニ起ルコトアルヘキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ、其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハス、平和的手段ニ依ルノ外之カ処理又ハ解決ヲ求メサルコトヲ約ス。

【第3条】(批准、加入)

本条約ハ、前文ニ掲ケラルル締約国ニ依リ其ノ各自ノ憲法上ノ要件ニ從ヒ批准セラルヘク、且各国ノ批准書カ總テ「ワシントン」ニ於テ寄託セラレタル後直ニ締約国間ニ実施セラルヘシ。

日本国政府宣言書 (昭和4年6月27日)

帝国政府ハ、1928年8月27日巴里ニ於テ署名セラレタル戦争抛棄ニ関スル条約第1条中ノ「其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」ナル字句ハ、帝国憲法ノ条章ヨリ觀テ、日本国ニ限り適用ナキモノト了解スルコトヲ宣言ス。

○国際連合憲章（抄）

（昭和三十一年十二月十九日）

（条約第二十六号）

第七章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動

第三十九条

安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第四十一条及び第四十二条に従つていかなる措置をとるかを決定する。

第四十条

事態の悪化を防ぐため、第三十九条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従うように関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当事者がこの暫定措置に従わ

なかつたときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない。

第四十一条

安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができ、この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

第四十二条

安全保障理事会は、第四十一条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

第四十三条

1 国際の平和及び安全の維持に貢献するた

め、すべての国際連合加盟国は、安全保障理事会の要請に基き且つ一又は二以上の特別協定に従つて、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会に利用させることを約束する。この便益には、通過の権利が含まれる。

2 前記の協定は、兵力の数及び種類、その出動準備程度及び一般的配置並びに提供されるべき便益及び援助の性質を規定する。

3 前記の協定は、安全保障理事会の決議によつて、なるべくすみやかに交渉する。この協定は、安全保障理事会と加盟国との間又は安全保障理事会と加盟国群との間に締結され、且つ、署名国によつて各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。

第四十四条

安全保障理事会は、兵力を用いることに決定したときは、理事会に代表されていない加盟国に対して第四十三条に基いて負つた義務の履行として兵力を提供するように要請する前に、その加盟国が希望すれば、その加盟国の兵力中の

割当部隊の使用に関する安全保障理事会の決定に参加するようにその加盟国を勧誘しなければならない。

第四十五条

国際連合が緊急の軍事措置をとることができ、ようにするために、加盟国は、合同の国際的強制行動のため国内空軍割当部隊を直ちに利用に供することができるよう保持しなければならない。これらの割当部隊の数量及び出動準備程度並びにその合同行動の計画は、第四十三条に掲げる一又は二以上の特別協定の定める範囲内で、軍事参謀委員会の援助を得て安全保障理事会が決定する。

第五十一条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。ま

た、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

第八章 地域的取極

第五十二条

1 この憲章のいかなる規定も、国際の平和及び安全の維持に関する事項で地域的行動に適當なものを処理するための地域的取極又は地域的機関が存在することを妨げるものではない。但し、この取極又は機関及びその行動が国際連合の目的及び原則と一致することを条件とする。

2 前記の取極を締結し、又は前記の機関を組織する国際連合加盟国は、地方的紛争を安全保障理事会に付託する前に、この地域的取極又は地域的機関によつてこの紛争を平和的に解決するようにあらゆる努力をしなければならない。

3 安全保障理事会は、関係国の発意に基くも

のであるか安全保障理事会からの付託によるものであるかを問わず、前記の地域的取極又は地域的機関による地方的紛争の平和的解決の発達を奨励しなければならない。

4 本条は、第三十四条及び第三十五条の適用をなんら害するものではない。

第五十三条

1 安全保障理事会は、その權威の下における強制行動のために、適當な場合には、前記の地域的取極又は地域的機関を利用する。但し、いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基いて又は地域的機関によつてとられてはならない。もつとも、本条2に定める敵国のいずれかに対する措置で、第百七条に従つて規定されるもの又はこの敵国における侵略政策の再現に備える地域的取極において規定されるものは、関係政府の要請に基いてこの機構がこの敵国による新たな侵略を防止する責任を負うときまで例外とする。

2 本条1で用いる敵国という語は、第二次世

界戦争中にこの憲章のいずれかの署名国の敵国であつた国に適用される。

第五十四条

安全保障理事会は、国際の平和及び安全の維持のために地域的取極に基いて又は地域的機関によつて開始され又は企図されている活動について、常に充分に通報されていなければならぬ。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約

(昭和三十五年六月二十三日)

(条約第六号)

(前文)

日本国及びアメリカ合衆国は、

両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを

決意し、

よつて、次のとおり協定する。

第一条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が第一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好

的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第三条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて

共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第七条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の際に効力を失う。

第十条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。